

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池善明

2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
有価証券上場規程の特例の制定について

本所は、「2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例」等の制定を行い、本年4月21日から施行します。

今回の制定は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による企業活動への影響度合いを踏まえ、上場会社及び上場申請会社に対する現行の上場制度の適用につき、実態に応じた柔軟な取扱いを可能にするため、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮した特例を制定し、所要の上場制度上の対応を図るものです。

I 概要

1. 上場廃止基準の特例の新設

(1) 債務超過

- ・上場会社が、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状態となった場合又は債務超過の状態が解消できない場合は、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。

(2) 業績

- ・上場会社の連結事業年度の営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が、新型コロナウイルス感染症の影響により負となった場合（上場廃止に係る猶予期間に入っている上場会社については、営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった場合）は、その年度の業績を対象外とします。

2. 上場審査基準の特例の新設

(1) 監査意見

- ・上場申請会社において、新型コロナウイルス感染症の影響により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載されている場合も基準を充足するものとします。

・2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例（以下「特例」）第3条第1項

・特例第3条第2項

・特例第2条

(2) 上場審査料

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により上場承認に至らなかった場合であって、3年以内に再び上場申請を行うときは、上場審査料を無料とします。
- ・特例取扱い1.

II. 施行日

令和2年4月21日より施行します。なお、1.については、令和2年3月13日以後に終了する事業年度の末日又は上場廃止に係る猶予期間の最終日とするものから適用します。

以 上

2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例等の制定について

目 次

(ページ)

1. 2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例…………… 1
2. 2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例の取扱い… 3

2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 有価証券上場規程の特例

(目的)

第1条 この特例は、2020年新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響を踏まえ、新規上場申請者及び上場会社について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(株券上場審査基準の特例)

第2条 新規上場申請者(株券上場審査基準第4条第1項第7号c又は同基準第6条第1項第4号cに適合しない者に限る。)が、上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは、本所が別に定めるところによる。

2 前項の規定は、アンビシャスからの上場市場の変更申請を行うときについて準用する。

(株券上場廃止基準の特例)

第3条 上場会社が事業年度の末日に債務超過の状態となったとき又は上場会社が直前事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったときであって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときにおける当該上場会社についての株券上場廃止基準第2条第1項及び第2条の2第1項の規定の適用については、同基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合において、2か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

2 上場会社の連結会計年度における営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった場合であって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときにおける当該上場会社についての株券上場廃止基準第2条第1項及び第2条の2第1項の規定の適用については、同基準第2条第1項第5号の2(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)を次のとおりとする。

(5)の2 業績

最近4連結会計年度(連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合であって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときの当該連結会計年度を除く。)における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、連結会計年度における営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならなかった場合であって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときの当該連結会計年度の期間を除いて1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき。

付 則

- 1 この特例は、令和2年4月21日から施行する。
- 2 第3条の規定は、令和2年3月13日以後の日を事業年度の末日又は上場廃止に係る猶予期間の最終日とするものから適用する。

2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 有価証券上場規程の特例の取扱い

1. 第1条第2項（上場審査料等の取扱い）関係

有価証券上場規程に関する取扱い要領11.（1）b及び同取扱い要領11.の2の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日（予備申請を行った場合にあつては、有価証券上場予備申請書に記載した上場申請を行おうとする日）の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場申請又は予備申請を行う場合であつて、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により上場に至らなかった理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

2. 第2条（株券上場審査基準の特例）関係

（1）第1項（第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（第2項において準用する場合にあつては、上場市場変更申請者）についての株券上場審査基準の取扱い2.（7）（同取扱い7.（1）において準用する場合を含む。以下この（1）において同じ。）の規定の適用については、同取扱い2.（7）d中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

（2）第1項の規定の適用を受けるアンビシャスへの新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い5.（4）の規定の適用については、同取扱い5.（4）b中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書において、2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

3. 第3条（株券上場廃止基準の特例）関係

（1）株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第1項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）中「第5号」とあるのは「2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例第3条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）」と、同取扱い1.（5）c中「1か年」とあるのは「2か年」と読み替える。

（2）第1項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する

規則第3条の規定の適用については、同条第1号aの(d)中「株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)」とあるのは「2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例第3条第1項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)」とする。

(3) 株券上場廃止基準の取扱い1.(5)の2の規定は、第2項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い1.(5)の2中「第5号の2」とあるのは「2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例第3条第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号の2(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)」と、「4連結会計年度」とあるのは「4連結会計年度(連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合であって、その理由が2020年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときの当該連結会計年度を除く。)」と読み替える。

(4) 第2項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1号aの(d)の2中「株券上場廃止基準第2条第1項第5号の2(第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。)」とあるのは「2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例第3条第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号の2(第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)」とする。

付 則

この規則は、令和2年4月21日より施行する。